

■実行関税率表 2016 新旧対照表

本文脚注の内容を一部変更する。

頁	新	旧
264	<p>(注) 28.13～28.16 (省略)  <u>2815.20 不当廉売関税 (附表参照)</u></p> <p>(Note) 28.13～28.16 (省略)  <u>2815.20 Anti-Dumping Duty (see the annex)</u></p>	<p>(注) 28.13～28.16 (省略)  <u>(新規)</u></p> <p>(Note) 28.13～28.16 (省略)  <u>(新規)</u></p>

附表「現在発動中の特殊関税」の内容を一部変更する。

頁	新	旧								
7	<p>1. 不当廉売関税 (関税定率法第8条)            (1)～(2) (省略)</p> <p><u>(3) 大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウム</u></p> <table border="1"> <tr> <td>対象品目</td> <td>関税率表第 2815.20 号に掲げる水酸化カリウム</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大韓民国を原産地とするもの  <u>49.5%</u></li> <li>・中華人民共和国 (香港地域及びマカオ地域を除く。) を原産地とするもの  <u>73.7%</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>課税期間</td> <td>平成 28 年 8 月 9 日～平成 33 年 8 月 8 日</td> </tr> <tr> <td>根拠法令</td> <td>水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令</td> </tr> </table> <p><u>(注) 上記の関税は、実行関税率表に掲載された税率による関税のほか追加的に課されるものです。</u></p>	対象品目	関税率表第 2815.20 号に掲げる水酸化カリウム	税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大韓民国を原産地とするもの  <u>49.5%</u></li> <li>・中華人民共和国 (香港地域及びマカオ地域を除く。) を原産地とするもの  <u>73.7%</u></li> </ul>	課税期間	平成 28 年 8 月 9 日～平成 33 年 8 月 8 日	根拠法令	水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令	<p>1. 不当廉売関税 (関税定率法第8条)            (1)～(2) (省略)</p> <p><u>(新規)</u></p>
対象品目	関税率表第 2815.20 号に掲げる水酸化カリウム									
税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大韓民国を原産地とするもの  <u>49.5%</u></li> <li>・中華人民共和国 (香港地域及びマカオ地域を除く。) を原産地とするもの  <u>73.7%</u></li> </ul>									
課税期間	平成 28 年 8 月 9 日～平成 33 年 8 月 8 日									
根拠法令	水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令									